

報道機関 各位

熊本大学

## 細川忠興による駿府城普請にかかる掟書を発見

### (ポイント)

- 江戸時代初期の国家事業である駿府城普請（修築）にあたり、派遣された小倉藩主細川家の家臣が守るべき掟を定めた文書が、熊本大学所蔵の松井家文書より発見されました。
- 掟は十三箇条からなり、当主の細川忠興から現地担当家臣に対し普請場運営の全権を委任するとともに、他大名家の家中ともめ事を防止するための規約が定められています。
- 駿府城普請掟の原本としては毛利輝元が制定した毛利家文書に次ぐ発見です。

### (概要説明)

熊本大学永青文庫研究センターの稲葉継陽教授らが、駿府城普請の際に細川家の家臣が守るべき掟を定めた文書「細川忠興駿河御普請中掟」を発見、調査しました。

関ヶ原合戦からわずか7年余り後の慶長12年（1607）、江戸幕府は小倉藩主細川家を含む諸大名を国家プロジェクトである駿府城普請に動員しました。そのとき、細川家当主の忠興が細川家の現場責任者4名に対して、駿府の普請場及び道中で守るべき規律を13箇条にわたって書き上げ、交付したのが本文書になります。檀紙を2枚張り合わせた様式が細川家当主の掟書にふさわしい体裁を示しています。

駿府城普請掟の原本としては毛利輝元制定のもの（毛利家文書）が知られ、本文書の発見はそれに次ぐものですが、内容は本文書の方が格段に詳細かつ具体的で、普請場における下級家臣や夫役人の生態から幕府の政策の歴史的意味までを示してくれます。

### (説明)

#### 【発見から発表までの経緯】

「熊本大学所蔵松井家文書」は、細川家第一家老の松井家に蓄積された3万6,000点にも及ぶ歴史資料群で、戦後、熊本大学に移管されました。熊本大学永青文庫研究センターでは、2017年度以来、国費を得て、本史料群の本

格的な目録作成調査と修復及び画像データ化を進めています。本文書は、その過程で2017年に発見・解読された史料のうちの一点であり、傷みがひどかったため2019年度に修復を施し、展示可能な状態にまで甦りました。

近年、静岡市の文化財担当課では駿府城跡の発掘調査等を進展させており、同城跡の至近に歴史文化施設を開設する予定で、本文書の文化財としての活用の時宜を得たため、今回の発表となりました。

### 【本史料の背景】

江戸時代には、城郭を築城・修築したり大規模なインフラ整備を行ったりする際に全国の諸大名を動員しています。これを公儀普請（手伝普請）といい、通説では、資材や人足を出させることで大名家の蓄財を防ぎ、領内の支配体制を整備させる役割を担っていたと考えられています。

駿府城は徳川家康に縁が深く、江戸幕府にとって重要な拠点でした。慶長12年（1607）2月に大規模な拡張工事が始まりましたが同年12月に出火により大部分を焼失、直後から翌年にかけて再建されています。この一連の普請では全国より諸大名家が動員されました。本文書はこの駿府城普請にあたり、細川家の当主細川忠興が普請場及び道中で守るべき規律を定め、慶長13年（1608）1月8日付で交付したものです。

### 【本史料の内容】

全体に一貫するのは、他大名の普請衆との「喧嘩」につながる可能性のある行為の徹底禁止です。忠興は第九・十条で宛名の四人（牧、完甘、小谷、高田）と細川家の「惣奉行」とに普請場運営の全権を委任する旨を確認するとともに、以下のように規定しています。

第一条では、駿府城普請の規律については万事、将軍側近の本多正純の指示を家中に徹底するよう指示し、第二条では、「他家中」と決して「喧嘩」を起こさないよう日々徹底し、細川家中内での喧嘩は両成敗、加担した者も本人同様に成敗せよと定めます。

第三条以下には、他家中との喧嘩の防止を目的とした規定が並びます。よその喧嘩を見物に出たなら成敗（第三条）。「下々」の奉公人が脱走して他の家中に移ってしまったとしても、強引に取り返してはならない。逆によその家中から脱走してきた者は、普請が終わってから返すこと（第四条）。小倉から駿府までの宿賃は「御法度」に準じて支払うこと（第五条）。

さらに、後半は普請に動員された足軽クラスの猛者たちの生態を示しています。振舞酒は厳禁、弁当を持ち寄って一箇所ですくうならよろしいが、酒は「小盃三杯まで」にせよ（第六条）。町方へ出るときは用事の内容を奉行に申告して許可証を取ること（第七条）。よその家中と、また幕府衆とも会合を開くのは厳禁（第八条）。よその家中の「湯風呂」に入ってはならない（第十一条）。相撲を取ること、また見物も普請中は厳禁、違反者は成敗する（第十二条）。小倉一駿府間の往復道中は別紙に示したグループごとに行動すること（第十三条）。以上です。

普請場の「平和」を維持するため、家中末端の奉公人層や夫役人に至るまでの規律を定めた本史料の内容は、戦乱から「天下泰平」への時代の転換期

における武家社会の様相を生々しく伝えてくれます。

**【本史料発見の意義】**

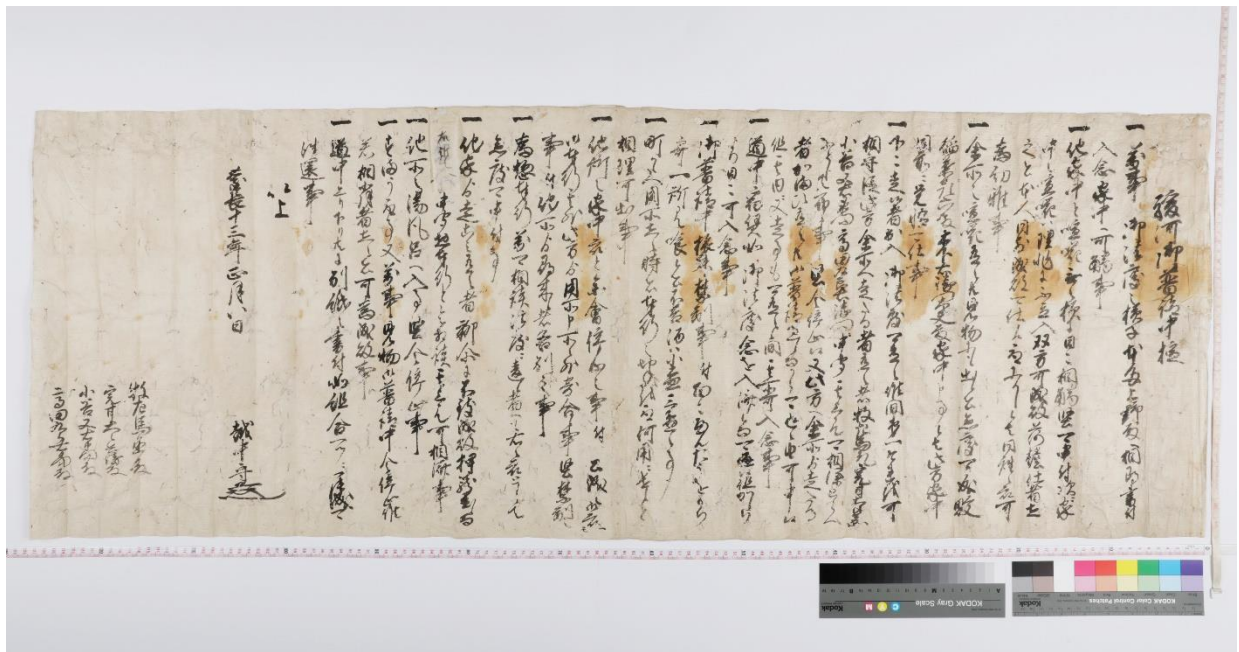
本文書発見の学術的意義は、この時期に相次いだ幕府による城普請への諸大名動員の政治史的意味を考察する上で多くの情報を提供してくれる点にあります。

これまで駿府城普請の掟書は、原本としては毛利輝元が制定したもの、後世の写しとしては前田利長制定のものが知られるのみでしたが、本史料が発見され、三家の掟の趣旨が似通っている事実が確認されました。これは、各大家に幕府側（本史料第一条にみえる本多正純ら）から普請場法度の大枠が示され、それに基づいて諸大家が当主名義の掟を定め、それぞれの家中に徹底しようとしたことを意味しています。

このわずか7年前の関ヶ原合戦では、細川家と毛利家はそれぞれ東軍・西軍の主力として敵の関係にありました。一つ間違えば旧恨に火が付き、大きな紛争に発展しかねません。数年前に敵味方に分かれて死闘を演じた諸大家を敢えて同じ城普請に動員して規律化し、共同作業の実績を目に見える形で積みせようとする幕府の意図はなにか。大家どうしの紛争を徹底的に防止しようとする本史料の詳細な内容は、それが諸家中の関係を融和して内戦の火種を除去すること、つまり「天下泰平」確立のための戦略であったことを物語っています。

なお、本史料の画像は2020年11月4日より熊本大学附属図書館ホームページ特設サイトにて公開の予定です。

URL : <https://www.lib.kumamoto-u.ac.jp/about/events/onlinekichoshiryo>



寸法：天地 46.1～47.0 cm 幅 127.8 cm

【お問い合わせ先】  
 熊本大学永青文庫研究センター  
 担当：稲葉継陽（教授）  
 電話：096-342-2304  
 e-mail：eiseiken@kumamoto-u.ac.jp